

建設委員会記録

- 1 期 日 平成21年5月19日（火）
- 2 場 所 第6委員会室
- 3 出席委員 委員長 松岡宏道
副委員長 内田 務
委 員 下森宏昭、井原 修、吉井清介、杉西加代子、高山博州、
中原好治、浅野洋二、砂原克規、山田利明

4 欠席委員 なし

5 出席説明員

[土木局]

土木局長、技監、総務管理部長、土木総務課長、建設産業課長、用地課長、技術企画課長、土木整備部長、土木整備管理課長、道路企画課長、道路整備課長、河川課長、砂防課長、空港港湾部長、港湾技術総括監、空港振興課長、港湾管理課長、港湾企画整備課長

[都市局]

都市局長、都市技術総括監、都市事業管理課長、都市企画課長、都市整備課長、建築課長、住宅課長

[企業局]

企業局長、事務部長、技術部長、企業総務課長、土地整備課長、水道課長

6 報告事項

- (1) 平成22年度施策に関する提案について
- (2) 直轄事業負担金について
- (3) 平成21年度公共事業等の上半期執行計画
- (4) 平成21年度建設工事の発注見通しの公表について
- (5) 主要地方道本郷大和線橋梁整備工事における工事請負契約の変更について
- (6) ゴールデンウィーク期間中の交通状況等の変化について
- (7) 地域活力基盤創造交付金の創設について
- (8) 広島空港の高度計器着陸施設（CAT-Ⅲb）の運用開始について
- (9) 都市計画道路松永港本郷線街路改良工事（山陽本線立体交差化工事）における工事請負契約の変更について
- (10) 住宅瑕疵担保履行法の本格施行について
- (11) 長期優良住宅の普及の促進について
- (12) 福富ダムの試験湛水状況について

7 会議の概要

- (1) 開会 午前10時34分

(2) 記録署名委員の指名

(3) 質疑・応答

○質疑（杉西委員） 経済危機対策について質問させていただきたいと思います。国の経済対策が間もなく出されますけれども、私は、前回のこの委員会で、県はどうされるのかと質問をしたわけですが、前回のときには国の動向を見ながら時期を逸することなく前向きにやりますという答弁でございました。その後、いろいろ状況が動いておりました、5月12日に15兆円の国の補正予算案が衆議院で可決されまして、本日、参議院に審議入りすると新聞に出ておりましたけれども、参議院で否決されても、また審議がされなくても一応30日でしたか、6月12日には自然成立するわけですが、今回は公共事業の地方負担額の9割を補てんするというありがたい内容がこの中に入っております。地域活性化・公共投資臨時交付金として1.4兆円と、少子・高齢化社会の対応や安全・安心の実現などの事業に使える地域活性化・経済対策臨時交付金で1兆円というふう聞いております。こういう状況の中で、既に秋田県の方では、河川改修や道路補修など公共事業に118億円を計上するという補正予算案を臨時議会を開いて決めていくという報道もされております。国の方がもう明確に動いているわけですが、地域経済がこれだけ非常に深刻な状況でございますので、本県でも国が措置してくれているこの交付金をぜひ積極的に活用するべきであると考えております。近々、臨時議会も開かれるのではないかという風の便りも耳にしているわけですが、財政課とどの程度詰めておられるのか。先ほど申しました臨時会も近いという話であれば、恐らく相当なところまで詰めていらっしゃるのではないかと思います。そのあたりの進捗状況がどうなっているのか、お聞きします。

○答弁（土木総務課長） 土木局といたしましても、現下の経済状況を考えまして、地域経済の下支えとか活性化を図るため国の補正に対しましては積極的な対応が必要というふうに認識をしております。現在、改良事業が中心ではございますが、維持修繕事業も含めまして、早期に事業着手が可能な箇所につきまして整理をしているところでございます。生活の安全・安心確保に対応する事業や交通拡充基盤の強化に資する事業などを中心としまして、必要な対策を実施してまいりたいと考えております。

○要望（杉西委員） 秋田県でも118億円という数字が出ておりますので、そろそろまとめられて近いうちに答弁の中で数字が出てくるのかと思いますが、そのあたりは早急にやっていただきたいと思います。

私も勘違いをしていたのですが、待っていて交付金がおりるのではなくて、あくまでも申請をしなければだめなようでございますので、やっていただきたいと思います。

新聞にいつも出ておりますが、信用調査会社によると、毎月の倒産件数等々がいまだに減らない。先日も4月の数値が出ておりましたが、13カ月連続で倒産件数が

ずっとふえているということでございます。その中でやはり一番ふえているのが、建設関係の業者でございます。そういった非常に厳しい状況でございます。来年やるものを前倒ししてやるのはいいのですが、また来年の箇所が空白になるというようなことではなくて、これだけの交付金は特別に来るのだから、特別にやるというような感覚を持ってぜひ取り組んでいただきたいと思います。近いうちに数字的なことを聞かせていただきたいと思います。

○質疑（浅野委員） 資料番号6は道路財源関係のものをやっていくということですが、従来型の道路の事業に加えて例えば強化促進事業とか、関連社会資本、安全・安心で言えば通学路の問題や防犯対策等の具体的な事業の内容まで規定されているわけですが、この関連事業等について、今後どういうふうに具体的に取り組みられるのか、また所管の委員会に報告されるのかどうか、お聞きします。

○答弁（道路整備課長） まず今後の予定でございますが、先ほど説明させていただきましたけれども、国の説明会が先週月曜日にございまして、市町の人と一緒に参加して、この制度についての説明を受けております。それを受けまして、具体的には先週中をめぐりに各市町の方にこの関連事業の箇所を提出してくださいという照会をかけていまして、すべてではないのですが、昨日までに各市町から提出がありました。本来この制度の趣旨である道路整備事業と一体となってというものでございますので、そのあたりとの兼ね合いと、あくまで道路整備の交付金というよりも地域の課題に対応する交付金ということがございますので、その辺を踏まえた計画の目標を今から県の方でいろいろ検討しまして、今後市町の事業も含めた地域活力基盤創造計画というものを5月末をめぐりに国の方に提出して、その後、国から交付金の交付を受けるというスケジュールでございます。

それと所管委員会へ報告するかどうかということですが、現時点では具体的には考えておりません。各市町の関連事業、事例につきましては、国の方もこれからの参考にするという意味で全国状況を公表するということになっておりますので、機会を見て県の方から各市町にも情報提供したいと思っております。

○要望・質疑（浅野委員） 市町の事業も当然でしょうけれども、県の県道整備等も、県管理の護岸とか砂防などもあるわけですから、当然所管の委員会にいろいろ報告があつてしかるべきだと思いますので、それを要望しておきます。

先ほども杉西委員からありましたように、全国規模で1兆4,000億円、これは非常に巨大な地方への配慮だと思います。この臨時交付金、国会の方では予算が通ることは間違いないと思いますけれども、もう少し詳細な説明をお願いしたい。これは結局、農林、土木等の補助公共事業とか直轄事業等、それぞれの考え方があるわけですが、90%もしくは95%程度の補助内容であると聞いておりますので、非常に有利なものだろうと思います。さらにそれに加えて、低炭素社会といひまして安全・安心という部分が経済危機対策の臨時交付金も合わせて1兆円あるわけですが、そういう2つの地方への配慮というものをいかに活用していくのかとい

う考え方をもう少し説明していただきたい。

○答弁（土木総務課長） まず1点目の地域活性化・公共投資臨時交付金は1兆4,000億円でございます。これにつきましてはいわゆる公共事業等で県が負担する額の9割相当に対する交付金というふうに聞いております。それで私どもといたしましては、先ほど杉西委員に御答弁申し上げましたように、国の補正予算に積極的に対応するための資金としてこれを活用していきたいと考えております。

それともう一つ、安心・安全という部分でございます。地域活性化・経済危機対策臨時交付金ということで、確かに地球温暖化対策とか少子・高齢化社会への対応等がございます。私の手元に持っております資料によりますと、例えば地球温暖化対策では自治体、公立学校等への太陽光パネルの設置とか自治体の公用車の環境対応車への買いかえ等が例示で挙がっております。また、少子・高齢化等では、介護施設の緊急整備、保育所施設整備等、それと安全・安心の実現といたしましては消防防災資機材の整備、救急救助体制の整備等が例として挙がっております。それぞれの交付金につきましては、県の担当局がこれを活用すべく検討を進めているのではないかとこのように思っております。

○質疑（浅野委員） 概略はわかりましたけれども、詳細な説明も今からあるのですが、例えばこの数年にわたって県の財政の健全化を最優先することによって、本来の道路計画あるいは河川、その他の防災対策等、住宅も含めて、先延ばしになったり、取りやめたり、あるいは整備順位が下がったり、いろいろな地域において要望に対しこたえ切れていない部分があるかと思うのです。そういう従来広島県が長期計画等でやってきたものが先延ばしになっている部分について、どう配慮していくかということが非常に重要だと思うのですが、今回の補正予算等でどういうふうに優先度を考えていくのか。例えば、合併促進、道路整備などは地域の要望にこたえるべき部分が相当あるかと思うのですけれども、それぞれの考え方は、この委員会でもきちんと議論をしておきたいと思うのですが、どう考えていらっしゃいますか。

○答弁（土木総務課長） まず一つは、緊急経済対策であるという大きな性格がございます。先ほど御答弁申し上げましたように、地域経済の下支えとか活性化等に資するということがまずございますので、工事着手までそう時間を要しないようなものを考える必要があるかと思っております。またそうした中で、それぞれの箇所での事業の必要性も当然勘案しながら作業を進めているところでございます。

○質疑（浅野委員） ということは、事業の実現性が高いものを優先するということですね。要するに経済対策の観点から、早く手を打つということ。地域のニーズとのマッチというのは当然考えなければいけないことではしょうけれども、そのあたりの兼ね合いはどのようなのですか。

○答弁（土木総務課長） 私どもが取り組んでおりますいろいろな事業につきましては、地域のニーズも踏まえて計画から作業を進めてきているところでございます。そう

いった中で、緊急経済対策という側面がございますので、まずは、すぐ着手できて、また効果が地域の皆様方に発現できる箇所を選んでいきたいと思っております。

○質疑（浅野委員） しっかり取り組んでいただきたいと思います。

これは同じく緊急経済対策に入るのだらうと思えますけれども、200年住宅の助成のことです。今、低炭素社会へ向けた、いわゆるエコ住宅というものがいろいろな形で具体化されている。例えば、そこに木材を使う、断熱効果の高いものを入れていく、屋上に太陽光発電を導入していく、エコカーのための電力供給のバッテリーのようなものを地下に入れる、風力のようなものを導入する、雨水を敷地内で貯留して、それを中水道的に活用するといった、住宅にかかわるエコの部分が住宅産業にとっては大きな活力源になるわけです。施工業者にとりましても大きな事業機会ですが、そういう住宅政策を積極的に実施し、住宅産業の振興対策として、また、地域の経済対策として取り組む必要があるのではないかと、私はかねがね考えております。このことについては、どういう取り組みをされておられるのでしょうか。

○答弁（住宅課長） 住宅課としても、この長期優良住宅につきましては重要と考えております。今後は認定という業務の中でふやしていくことを考えております。

ただ、国が今の経済対策の中で地域住宅の普及推進事業を直轄でされようとしているようです。最近地域の財政事情を配慮してか国が直接補助されるという事業がふえておりますけれども、これが今月に入りまして国から発表されて、まだ具体的な制度はできておりませんが、5月末から6月にかけて募集ということになるようでございます。現在、この周知を図っていきたくて考えております。

○質疑（浅野委員） 地域経済の活性化という観点から見たときに、住宅メーカーであるとか戸建ての施工業者であるとか、あるいはそこにかかわる設備業者とか電気工事業者というのは、実はその地域において非常に経済を支えてきている。そういう面で行くと、実はこういう国の大型の環境政策やグリーン・ニューディールのようなものが打ち出される時だからこそ、県が力を入れて県内業者の育成のために取り組むべきです。地産地消の観点から木材の導入などもやっていたらと思うのですが、それと同じで業者育成につながる。それを国が直轄事業でやっているからということではなく、住宅政策として、あるいは住宅にかかわる産業政策としてその振興策を練るべきであると思うのですが、これは消費の喚起にもつながっていくわけですから、単に情報提供のみならず、いろいろな形できめ細かな業者の支援をやるべきだと思うのですが、景気対策として、どうなのでしょう。

○答弁（住宅課長） ただいまの御意見については、ぜひともやりたいのですが、小泉改革だらうと思うのですが、国の政策として、住宅金融公庫がなくなりました。今、委員がおっしゃいましたような県の住宅課題というものは多々あるわけで、それを誘導していこうということで以前は県の融資制度を持っておりました。それらがなくなって現在に至っているわけですが、先ほどおしかりがありましたけれども、県の財政状況の中でどうやっていくかというのを今苦慮しております。

今おっしゃいましたような課題、例えば耐震化の話にしても省エネの話にしても、長期優良住宅にしても課題であると思っております。今後、財政が厳しい中でどうやっていくかは一生懸命考えていきたいと考えております。

○要望（浅野委員） いずれにしても、建設関係のそういう経済を支えているのは実際には業者の方なのです。ですから、そういう皆さんにとっては今回のような大型補正予算は一つの大きな需要機会ですから、しっかりと住宅課がそこら辺の部分についてきめの細かい情報提供やいろいろな形で業者育成の手だてを打っていくということが私は重要だと思っておりますから、ぜひしっかりと考えて先取りをしていただきたいと思います、要望しておきます。よろしく申し上げます。

○質疑（高山委員） 直轄事業負担金のことについてお聞きます。

きょう私は歩いて太田川河川事務所の前を通ってみたのですが、なぜあの事務所がこんなに立派なのかと思いました。広島県庁よりよほどいいではないかと思って歩いてきたのです。先日、資料が出まして、情報提供を依頼したところ、太田川河川事務所の建設費24億円のうち8億円が広島県の負担との回答がありました。これは広島県から言うと黙って口座引き落としというかたちで取られるのですか。今までは全く相談なしでやられていたのですか。

○答弁（土木総務課長） 国からは、河川事業とか道路事業でそれぞれ事業費が幾ら、県の負担額が幾らとして請求書で来ておりました。今回は知事会からも国土交通省からも打ち合わせに出まして、事業については工事費が幾ら、測量試験費が幾ら、用地費が幾ら、そしてそれに係る事務費、人件費、旅費等に幾らというふうに改まってきてはおります。委員御指摘のとおり、これまでは比較的ざっくりとした数字だけでございました。

○質疑（高山委員） やはり国が強いということです。24億円のうち8億円といたら、約3割というような数字ですが、大阪の橋下知事がこの直轄事業について、つい最近かなり文句を言いました。それまではずっと47都道府県どこの方たちも黙っておられたということなのですが、この要望の中の59ページに、国から県へ移譲すべき事務事業というのがたくさん書いてあります。これがなかなか前に行かないということですが、今一番大きい事業は直轄事業で言うと、中国横断自動車道尾道松江線です。私の記憶で言うと広島県の所管分が4,000億円で、そのうち800億円を広島県が出すという話を聞いているのですけれども、これはもうやめてもいいのではないかという総務大臣の話がありました。そのあたりはどうなっていますか。やめてそれを返してもいいという話はなしですか、今までどおりですか。

○答弁（道路企画課長） 尾道松江線の負担金につきましては、新直轄方式ということでは4分の1負担ということになっております。地方交付税等の戻りがございまして、ほとんど負担がないような形の制度になっておりまして、新直轄方式については、やめるという確かな情報は聞いていない状況でございます。この前国幹会議がございまして、新たに東京の方で環状線とかいったようなことがあり、その制度で新た

に公共事業を応援するといった話はあったかとは思いますが、新直轄方式を今後なくすということは今のところまだ聞いておりません。

○質疑（高山委員） 4分の1といたら1,000億円になりますが、それは交付税で全部戻ってくるという約束になっているわけですか。

○答弁（道路企画課長） 都道府県によって若干違いがございますので、100%ということではございませんけれども、ほぼ戻ってくるような形になっております。

○質疑（高山委員） 交付税が幾ら入ってきて、幾ら出ていっているのか、よくわかりません。さっきの話ではないですが、この8億円は口座引き落としで落とされている。全部国主導になっているから説明できないのですね。さきほどの尾道松江線は多分広島県分が4,000億円でその4分の1といたら、1,000億円です、それを交付税で戻すと言われても実際どこへ入っているのかわからないし、本当に国と県の負担割合がわからない。

これからも道州制を目指すということなので、言い続けていかななくてはいけない。権限移譲で全部広島県に出してはどうかという話があるのですが、尾道松江線も一緒だと思うのですよ。私は尾道松江線の権限移譲もすればいいと思うのです。川と一緒にではないですか。島根県と広島県に来ているわけで、あの道は広島県と島根県だけすればいいのですから、道州制を広島県を目指すのなら、あの事業も広島県に任せてもらえばいいのです。直轄事業負担金を県に払わせるのではなく、逆にその仕事を全部広島県に移譲すればいいのです。お金と権限を広島県にもらえれば負担金の話はないわけですから、考え方的には、広島県内だけの国道を権限移譲するのではなく、道州制を目指すという話なら私たちにやらせてくださいという議論にならないと、いつまでたっても負担金という話が出てくる。だから、尾道松江線であれば広島県と島根県しかないのですから、そういう事業を権限移譲せよというのが負担金の解消になってくると思うのです。当然お金ももらわないといけませんけれども、それで広島県と島根県の建設土木部がお互いに管理をすればできるわけですから、そうしないと、いつまでたっても国から幾らお金が入ってくるかわからないうちに8億円引かれていたとかという問題が起きると思うのです。これは総論の話になるのですけれども、いずれにしても直轄事業の問題を橋下知事が言い出してから世論になったのですが、それは権限移譲の中で広島県でやらせてくださいという話にならないといつまでたっても国の言いなりになるのではないかと思います。どうお考えでしょうか。

○答弁（土木総務課長） 現在、目先の問題として直轄事業負担金の負担問題についていろいろ議論をさせていただいております。ただ、表につきましては、やはり委員からお話ございましたように権限移譲、地方分権、国の事業を県がいかにかやっていくかということ踏まえて、その整理も必要だろうと考えております。そういう意味で目先の負担金の問題とあわせて大局的な見地からの地方分権、権限移譲もあわせて県としては国の方に対しまして要請を行っていきたいと考えております。

○質疑（高山委員） 私は、この間も山口へ行ってきたのですが、広島県は道州制や中枢拠点性とかというのを、どんどん国に言っているのですけれども、山口県あたりは余り道州制の話はしていないのです。島根県も鳥取県も興味を持っていません。今道州制を目指すというのが、本来の地方のあり方だという国の議論になっていたら、やはり今のような話の中で島根県も広島県も同じ席に着いて、この直轄道路と一緒にやろう、山陰道については鳥取県と島根県と一緒に自分たちだけでやっぺいこうということにならないと本当の道州制に向かっぺいかない、道州制の議論が起こらないと思うのです。今実際に道州制と言っぺいているのは広島県と岡山県だけですから、あとの県は言われれば言われたとおりにするぐらいの程度です。そのあたりの権限移譲の考え方を、国の代表ではないのですが、どのように思われまっぺいか、局長の御意見をお聞きしたいと思っぺいます。

○答弁（土木局長） 道州制の問題というのは、非常に難しい問題であると思っぺております。国のあり方をどうするかということですので、道州制を議論するに当たっぺてはこれまでの自治体の体制がどうなっぺていて、そこが何を分担して事業をやっぺているかということが全部決まっぺていかないといっぺない。そういっぺた過程の中で今、委員がおっぺしゃったように、どの事業については道州でやるのか、どこは国で持つのか、どこは基礎自治体が持つのかとか、また県から市の方へ行く事業もあると思っぺいますし、そういっぺた整理がなされていくべきであっぺて、それは国の方でも議論されていまっぺすし、また知事会等でもいろいろうな議論がされていると認識しておっぺいます。各県によって若干温度差があるというのはある程度仕方ないことと思っぺいますが、道州制が必然とするものであるならば、将来に向かっぺてどこかの方向へ向かっぺて議論が収束していくと思っぺいますし、広島県としてはやはりそういっぺた議論をリードしていくような県であるべきではないかと思っぺておっぺいます。

○要望（高山委員） 最後に要望なのですが、広島県の来年度要望について道州制を目指すのならこの権限移譲の一級河川の管理権限を県へ移譲することではなく、今のような道も私たちにさせたらどうかと要望を国に対してしないと、私は道州制というのはなかなか前へ行かないのではないかと思う。最終的には政治決断でしょうから、言い続けていくためには川だけでなく、道路もこの中へ入れていくべきではないかと思っぺていますので、よろしくおっぺいます。

○質疑（井原委員） 今の関連で一つだけお尋ねをしておきたいのですが、直轄、新直轄と、さまざまな負担割合があっぺて、その負担も新直轄については特に交付税算入をする。したがっぺて、おおむねの負担がないという話でありますけれども、これは交付税需要額算入ということでのいいのですか。

○答弁（道路企画課長） 今手元に資料がないので、後ほど答えさせただけければと思っぺいます。

○質疑（井原委員） 基本的に財源について交付税に算入するという発言をされる以上、基本的な認識だと思っぺいます。これは交付税の需要額算入であっぺて、改めて調査を

- する必要はないと思うのですが、どなたか答えられる方が答えていただきたい。
- 答弁（土木総務課長） 今、御質問の新直轄事業に係る県負担金の4分の1、これの交付税への算入に当たりましては、基準財政需要額に算入されております。
- 質疑（井原委員） そこで基準財政需要額、収入額との相対の問題だと思うのですが、制度が大分変わって係数も変わってきた。最低限どの程度来るかは別にしても最大限来るものとしてはその差額の4分の3を基本認識として今まで来ていたと思います。その部分から国がいろいろな意味で係数を下げてきました。したがって、実は正味75%来なくなったということでありまして、最大来るとしても4分の3、4分の1は直接負担金、ということは25%の部分、4分の1はあくまでも負担をするという形になる。事業費についてはミニマムで県としては幾ら負担があるのか、また、マキシマムで幾らなのかということをきちんと認識すべきである。非常にざっくりの数字になると思うのですが、最大負担部分をきちんと整理してほしいのです。その部分はなかなかわかりづらいところがありますが、交付税はよく見えないからわからないという論議でこの事業の評価をすべきではないと思うのですが、このことについていかがお考えでしょうか。
- 答弁（道路企画課長） 確かに4分の1負担ということで、その4分の1に対して交付税措置があると認識いたしております。私自身がちょっと不勉強なところがございまして、具体的な数値等含めまして、どのくらいの割合かというのが薄ら覚えでしか言えませんので、その辺は資料をもって説明させていただければと思います。
- 意見（井原委員） ですから、いわゆる交付税に算入されることをもって全額の負担がなくなるわけではない。国から入ってくる金の最大がわかるだけで、最低は現状ではわかりません。事業の全体計画、全体の事業費の財源のありようを計算し、きちんと押さえておかないといけない。色がついてない交付税だからわからないということで25%の負担の中の返しが幾らかがわからない、でもおおむね返ってくるという表現は不確かだと申し上げたい。このことについて早急に整理をしていただきたい。
- 答弁（道路企画課長） それは整理いたしておりますが、私が十分説明できなかつただけでございますので、早急に説明させていただきます。
- 要望（井原委員） 整理できているのなら結構ですので、整理したものを御提示いただきたいと思っております。
- 質疑（砂原委員） 建設工事の発注見通しを説明された中に経済対策、雇用対策であるとはっきり明示されたわけでありまして、確認しておきたいのですが、上半期に集中的に入札するようにしてあります。そういう意味を含めて入札制度の変更をしていただいたわけですが、この工事をとって赤字になるというようなことになれば経済対策にはならないわけですが、どのようにお考えでしょうか。
- 答弁（建設産業課長） 確かにこのたび4月1日から最低制限価格等につきまして改正をさせていただいて、現在その制度のもとで発注を行っております。現時点まで

の速報の数値ではございますけれども、土木、都市局関係全体で60件弱の発注の工事でございます。その落札率の状況等を見ますと、正確な数字ではございませんけれども、85%以上で90%は超えておりません。引き続き今回の改正を踏まえてどのような状況になるのか注視をしながら検証し、検討すべきところはしていきたいと考えております。

○質疑（砂原委員） 工事が集中するというので、やはり人件費単価が上がったり資材単価がどんどん上がっていく可能性があると思うのです。そういうところを加味したときに、県の技術の方がしっかりと積算した単価を切っていくということについて大丈夫なのかと感じているわけで、その辺のところは、不適正な競争をさせるわけにはいきませんが、競争原理と経済対策の部分をきちんと加味していらっしゃるのかどうか、積算単価とそういったところを見込んでいるのかどうかについていかがでしょうか。

○答弁（技術企画課長） 先ほど建設産業課長が申しましたこの1カ月の落札状況につきましては、繰り返しになりますけれども、今後とも注視していきたいと思っております。改善をする過程の中でいろいろな業界等とも意見交換しながら取り組みたいと考えております。

○質疑（砂原委員） ぜひそれはお願いします。

それともう一つ気になるのが、低入札価格調査制度です。低入札で落札した場合にはいろいろな調査が入って、たいへん時間が長引くというようなことになっていくわけですが、手間暇もかかるし、緊急経済対策であればあるほど低入札価格調査制度はやめるべきではないかと思えます。また、低入札の場合の利益率の低下も含めて、今期に限っては低入札価格調査は見送るべきではないかという気もするのですが、その辺いかがでしょうか。

○答弁（建設産業課長） 低入札価格調査制度につきましては、工事の品質の確保あるいは安全対策という観点から、低価格で入札されたものについていかに適正な施工ができるのかというところを調査する制度でございますので、基本的には臨時経済対策でありまして非常に大事なことと思っております。結果的にはそれらの工事につきましても引き続き対象案件の1億円以上の工事につきましては低入札価格調査制度で執行してまいりたいと考えております。

○要望（砂原委員） 経済対策、雇用対策でありますから、毎年続けてやれという意味ではありませんが、低入札価格調査というものが今後も弊害になっていくと私は感じておりますので、低入札の最低制限についてしっかりと検討を加えていただきたいということを要望して終わります。

○要望（浅野委員） 実は国土交通省都市局所管で公園緑地の部門をやっていると思うのですが、いわゆる新法、歴史まちづくり法というのが施行されております。既に何カ所かで事業実施に入っておりますけれども、広島県の各都市や地域の取り組みの状況、例えば町並み保全事業として活用しているのか、あるいは景観保全事

業として活用しているのか、あるいはさまざまな地域の歴史的な行事の保全に活用しているのか。これは国土交通省の都市局、農林水産省、文化庁、この3省が所管している、観光振興やこれからの新しいまちづくりの方向を示すものであります。該当地域も県下で、尾道市、竹原市あるいは福山市も該当すると思うのですが、今回の委員会までにできたらお願いしたいと思います。

○答弁（都市企画課長） 歴史まちづくり法につきましては、先ほど委員が言われましたように新しい法律で、従来は古い町並みの保全であるとか規制の面が強かったのですが、昨年度そういったところを整備してまちづくりを支援するという法律としてできたものでございます。私が今知っている限り、竹原市が今年度検討をされているということで、市町がこの法律に基づいて歴史的風致維持向上計画というのを国に出して認定を受けて支援事業を受けるというものでございます。現在では竹原市が今年度その計画の策定をしていると伺っていますので、その他の状況も含めて報告をさせていただきたいと思います。

（歴史まちづくり法に係る市町の取り組みについて、浅野委員から資料要求があり、委員会に諮り、都市企画課長が個別に浅野委員に対し説明することに決定した。）

(4) 閉会 午後0時1分